

特殊健診：有機溶剤〔貧血検査：対象物質〕

環境・健康

現行の有機溶剤中毒予防規則では、エチレングリコール誘導体（セロソルブ類）で必須項目として貧血検査が実施されており、また、医師判断項目として、すべての有機溶剤に対して貧血検査が設定されています。この貧血検査について、現在、これまでの知見をもとに厚生労働省で見直しを行っています。

この見直し案¹⁾は、現行においても貧血検査について医師が判断する際の参考となります。

1) 第7回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会（平成23年5月27日）

資料1 労働安全衛生法における特殊健康診断の見直しについて

有機溶剤健康診断での貧血検査の対象物質

	現 行	見直し案
必 須	貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン） エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ [®] ） エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブ [®] アセテート） エチレングリコールモノブチルエーテル（ブチルセロソルブ [®] ） エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ [®] ）	貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン） エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ [®] ） エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブ [®] アセテート） エチレングリコールモノブチルエーテル（ブチルセロソルブ [®] ） エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ [®] ）
医師判断	貧血検査 〔すべての有機溶剤〕	削除（※）

※ 令和2年7月1日の健診項目の改正では、医師判断による貧血検査は削除されていません。

kes サポート

課 題	kes サポート
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング （生体試料中有害物質・代謝物等の測定）
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング （時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定）
体外ばく露の情報	作業環境測定 （作業環境の管理区分）